現場説明事項・施工条件明示事項

担 当 課　：　上田市都市建設部建築課
工 事 名　：　旧倉沢家住宅主屋　北側及び西側外壁改修工事
工事場所　：　上田市築地

この現場説明事項・施工条件明示事項は、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書による「施工条件」の特記事項である。また、工事を進めるにあたり、「上田市建築工事の手引き」（上田市建築課独自要領）を活用すること。

【 特記仕様書（施工条件） 】

1　工期関係

⑴　工期

工期は、雨天・休日等を見込み、　令和9年1月26日 までとする。

⑵　工事を施工しない日及び時間帯

① 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（８月13 日～16 日）、年末年始（12 月29 日～１月３日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

② 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後６時から午前８時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

⑶　週休２日工事(発注者指定方式)

□　対象外工事　本工事は、週休２日工事の対象工事ではありません。
■　対象工事　　本工事は、**「週単位の週休２日工事」**の対象工事です。

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所するように設定し、施工計画書に記載すること。週の定義は、月曜日から日曜日までとし、やむを得ず土曜日及び日曜日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定すること。なお、夜間工事で曜日を跨ぐ場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、週単位の週休２日を達成しているものとみなす。

【週休２日工事の注意事項】

① 週単位の週休２日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載すること。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休２日の実施方法及びその確認方法について協議し、施工計画書を作成するものとする。

② 施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。

③ 施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。

④ 掲示板を作成し、週休２日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。

⑤ 週休２日の取組実績に応じて工事成績評定も行われるので注意すること。

⑥ 週休２日工事の実施に当たっては、「上田市週休２日工事実施要領」に基づき行うこと。

⑦ 週休２日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考

⑷　余裕期間制度（フレックス方式）

■　対象外工事　本工事は、フレックス工期の対象工事ではありません。
□　対象工事　　本工事は、フレックス工期の対象工事です。

工事開始期限日	令和　　年　　月　　日
工事完成期限日	令和9年1月26日

① 契約締結日から工事開始期限日までの任意の日を工事開始日として設定し、工事完成期限日までの任意の日を工事完成日として設定すること。ただし、余裕期間及び実工期の設定に伴う積算上の割増は行わないので注意すること。
「余裕期間」＝契約締結日から工事開始日の前日まで
「実工期」＝実際の施工に必要な受注者が設定した工期で、工事開始日から工事完成日まで

② 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、余裕期間中は、配置を要しない。

③ 余裕期間中に測量、資機材の搬入及び仮設物の設置その他工事に相当する行為は行わないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配はできるものとする。

④ 余裕期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任で行う。

⑤ 建設工事請負契約書及び工程表に記載する工期は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。

⑥ 契約保証に係る期間は、全体工期（余裕期間＋実工期）とする。

⑦ 契約時に「工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届」を提出し、余裕期間中に変更があった場合は、発注者と協議の上、変更すること。ただし、全体工期を変更する場合は、変更契約を締結すること。

⑧ 契約締結後10日以内に工事実績情報システム（CORINS）に登録すること。なお、基本情報の契約工期は全体工期とし、契約データの実工期及び技術者データの技術者従事期間は実工期とする。

⑨ フレックス工期の実施に当たっては、「上田市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）実施要領」に基づき行うこと。

2　工事工程関係

⑴　現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（埋蔵文化財事前調査、自然公園法施行承認申請、工事自粛期間・JRなど近接・国県道など）

⑵　地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期

（関係機関とは、地元自治会、沿線地権者、耕作者、水利管理者、公共機関、ﾗｲﾌﾗｲﾝ事業者など）

⑶　近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にし、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考

⑷　部分供用

下記箇所については、部分供用を予定しているので、これに合わせて工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件

3　施工計画

⑴　施工計画書は、設計図書、当施工条件明示事項及び現場条件等を考慮し、現場での工事着手前に作成し提出すること。

⑵　施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。

⑶　工事着手前に、工事の通知文の配布や予告看板及び迂回路看板などの設置等により、通行者等への広報を徹底した後、施工すること。

⑷　着工前に、必要に応じ関係機関への届出等をするとともに、近接する他工事関係者、占用工作物管理者及び公共交通機関等と十分協議の上、施工すること。

4　用地関係

⑴　借地等は、原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。

⑵　借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭の仮撤去・復旧や構造物の移転については、引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し、了解を得た上で着工すること。

5　工事支障物件等

⑴　監督員に確認の上、別途指示を受けること。

⑵　支障物件については、工事着手前に支障物件管理者と保護方法等、協議を行うこと。また、協議内容を監督員に報告すること。

6　周辺環境保全関係

⑴　工事に伴う騒音･振動･粉塵等に、十分な対策を講じること。なお、夜間施工時の騒音には、特に注意すること。

⑵　建設機械・設備は、排出ガス対策型機械の使用を原則とする。

⑶　現場から建設発生土や各種資材等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。なお、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

⑷　住宅近接地域での騒音や振動等､水田や畑への排水の流出等の公害防止対策について、事前に十分検討するとともに､問題が生じた場合は、発注者と協議の上、速やかに対処すること。

⑸　過積載防止関係

①　取引業者から購入する各種材料（生コン・Ａｓ・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。

②　対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。

③　実施した過積載防止対策については、点検記録･写真等を整理・保管し、しゅん工時に提出すること。

④　工事現場において、過積載車両が確認された場合は､速やかに改善を行うとともに、発注者にその内容を報告すること。

7　排水工（濁水処理を含む）関係

⑴　降雨時に濁水が路面等へ流れ出さないように適切な措置を講ずること。

⑵　本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等への悪影響を及ぼすことにないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示がある場合を除き、近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

8　安全対策関係

⑴　工事に伴い、交通管理（歩行者、車両など）には十分な配慮をし、第三者に被害を及ぼさないよう安全対策について、十分対策を講じること。

⑵　本工事における交通誘導員の数量は、閲覧設計書に記載のとおりである。近接工事等で交通量が著しく増減した場合や道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工　　種	配置員数	日　数	施工時間	備　　考

⑶　現場解放時の安全管理には、十分注意すること。

⑷　現場内の労働災害や工事車両等の出入りに伴う公衆災害防止に努めること。

⑸　地下埋設物周辺の掘削に際しては、事前に施設管理者と協議し、必要な対応をした上で、安全に施工すること。

⑹　全作業員を対象に、定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

9　工事用道路関係

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通管理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

⑴　任意仮設

任意仮設の場合は、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性及び細部構造等について、受注者において検討の上、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項

⑵　指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

１０　使用材料関係

⑴　材料の承認

工事で使用する主な材料は、「工種別施工計画書兼使用材料承認願い」により、監督員の承認を得ること。なお、一括承認済の資材については、確認不要である。一括承認については、上田市契約検査課のホームページ等で周知している。

⑵　再生クラッシャーラン

再生クラッシャーランについては、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、「再生砕石等材料承認申請提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

１１　残土・産業廃棄物関係

⑴　残土（発生土）については、下記⑸に記載の搬出先、処分方法ありきではなく、積極的に工事間流用や受入れ地を検討し、必要な書類（処分地位置・平面横断形状・運搬ルート・写真・処分方法と費用、土地の所有や法規制の状況等を明示するもの）を提出し、監督員と協議すること。

なお、協議が整った場合は設計変更するが、その際は、処分土量、運搬距離、処理方法がわかる資料、処分料を要した場合は支払い証明書類及び処理前後と処理中の写真を提出すること。

また、残土（発生土）の搬出先や活用については、法規制の状況に留意した上で、普段から場所の確保や活用に努めること。

⑵　産業廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理し、関係書類を提出すること。

⑶　マニフェストは、各種類２台分の写しを提出すること（最初と最後の車両分とし、Ａ＋Ｂ２表・Ｄ＋Ｅ表でＡ４版に縮小コピーする）。

⑷　建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル法に基づき、関係書類を提出すること。

⑸　建設発生土に関する事項

搬出先（参考）	処分方法	運搬距離（参考）

※　処分地や処分方法については、積算上の条件であり、搬出先等を指定するものではない。

⑹　再生資源の利用促進

ア　工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また、再生資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

イ　再生資源の利用促進への取組方針、再生資源により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

⑺　再生資源利用等実施書の提出

ア　本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者へ提出、説明の上、公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。

また、受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を添付し、提出しなければならない。

イ　提出様式は、原則として建設副産物情報交換システム：コブリス（COBRIS）を利用して作成すること。ただし、これにより難い場合は、監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（Excel）」によることも可能とする。

ウ　対象となる建設工事は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）」による。

⑻　処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は、応じなければならない。

１２　薬液注入関係

特に「薬液注入プラントからの流出防止対策」、「プラント洗浄液の流出防止及び中和対策」、「路面からの流出防止対策」について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行い、対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

１３　品質・技術関係

⑴　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更後における工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）を活用し、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後１０日以内（土日・祝日・年末年始を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜に、登録しなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センターから発行された「登録内容確認書」が受注者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出すること。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

⑵　コンクリートの品質管理

５０㎥以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。なお、同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務が可能であり、また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は、兼務が可能である。

⑶　解体工事の品質管理

主たる工事が解体工事においては、主任(監理)技術者の他に、解体工事施工技士を配置すること。なお、同技術者は、主任（監理）技術者との兼務または、下請負人からの配置も可とします。

１４　その他

⑴　しゅん工時の提出書類について

ア　しゅん工時の提出書類は、請負金額や対象事業等により異なるため、提出書類一覧表（建築課独自要領）により、必要な書類をとりまとめた上で、提出すること。

イ　「提出書類一覧表」（最新版）は、建築課窓口にて原稿の配布を受けとること。

⑵　火災保険等について

請負者は、工事目的物及び工事材料等について、建設工事保険（請負業者損害賠償責任担保特約付き）又は組立保険（請負業者損害賠償責任担保特約付き）(設備工事に限る）若しくは建設工事に係る火災保険及び請負業者賠償責任保険に加入すること。保険目的物は工事目的物及び工事材料とし、着手日から引渡日までの期間、請負代金以上の額とする。また、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを現場着手前に監督員に提出する。（建設工事請負契約書第58条より）ただし、解体工事の場合は、請負業者賠償責任保険に加入すること。

⑶　情報共有システムの活用

■本工事は、情報共有システムの利用料を含まない。

実施にあたっては、上田市ホームページに掲載の「上田市情報共有システム試行要領」に基づき行うこと。なお、受注後に監督員との協議により当該システムを利用しない場合、その費用を減額する。

⑷　法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

⑸　変更請負額について

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

変更請負額 ＝ 変更設計額 ×（ 請負額 ／ 設計額 ）　（１万円未満切り捨て）

１５　その他の注意事項

なし

【　特記事項　】

上田市地元企業優先発注に係る実施方針について

1　下請業者の市内業者優先選定

受注者は、本工事（業務）の一部を下請に付する場合は、上田市内に本店（社）を有する者の中から優先して選定するように努めるものとする。

2　市内産品の優先使用

受注者は、建設資材等を調達するに当たり、上田市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または上田市内代理店等を仲介して販売しているものを優先活用するように努めるものとする。

安全管理の実施について

1　安全、訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業者全員の参加により、工事期間中月に１回程度、以下の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

①　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
②　本工事内容等の周知徹底
③　建築工事安全施工技術指針等の周知徹底
④　本工事における災害対策訓練
⑤　本工事現場で予想される事故対策
⑥　その他、安全・訓練等として必要な事項

2　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3　安全・訓練等の実施状況

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、整理すること。

排ガス対策型建設機械について

1　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

2　排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を使用する場合、現場代理人は施工現場において、**使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。**

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、リバースサーキュレイションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・除雪グレーダー3.1、3.7、4.0、4.3 ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 （閲覧設計書等で２次基準値と表示してある機種については、２次基準値を標準とする工種である）

建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

建設工事の適正な施工の確保について

1　建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

2　建設業法第２６条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

3　受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出すること。また、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

4　上記１～３のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

5　請負金額５，０００万円以上の工事、及び上田市契約検査課長が必要と認めた工事については、工事の施工過程において適正な契約の履行を確保するため、上田市契約検査課工事検査係にて中間検査（施工体制、安全管理、不可視部分の確認等）を実施する。

6　受注者は、下請契約がある場合には施工体制台帳・施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写し（添付書類を除く）を監督員に提出しなければならない。
　なお、施工体制台帳には、建設業法施行規則第１４条の２第２項に基づき、下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

建設業退職金共済制度について

1　建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

2　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付すること。または、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

3　請負代金額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１か月以内に監督員に提出すること。
　なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

4　建設業者は、上記３の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。
　なお、上記３の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

5　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

6　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

7　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者において、出来る限り下請業者の事務の受託に努めること。

ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

1　ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について、以下のことを徹底すること。

⑴　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
⑵　過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
⑶　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
⑷　さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、積み込ませないこと。また、工事現場に出入りすることのないようにすること。
⑸　過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
⑹　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
⑺　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第１２条に規定する団体等（ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会）の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
⑻　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
⑼　以上のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

2　過積載による違法運行について、背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。

3　工事現場において、過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車を発見され改善措置を命じられた場合は、改善結果の報告をすること。なお、改善措置を命じられた場合は、工事成績評定に反映させることとする。

不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

ゴム製品等の品質確認について

1　受注者は、東洋ゴム化工品㈱又はニッタ化工品㈱で製造された製品や材料（以下、「ゴム製品等」という。）を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（同社と資本面及び人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得ること。

2　品質証明の内容については、次の試験及び検査項目を参考にして、製品の種類に応じて求められる機能を確認するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

3　第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

⑴ 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

⑵ 調達検討資材は監督員と協議するものとする。協議にあたり以下の書類を添付すること
・ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）

⑶ 別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

⑷ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

※本工事は、上記⑴～⑷について適用しない。